

仕様書

① 案件名称	図書館閲覧用住宅地図買入（歩引率・単価契約）
②品名	住宅地図
③規格及び数量	すべて新品を納品すること(詳細は別紙のとおり)
④納入期限	令和8年3月31日(火)
⑤納入場所	大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階 企画・情報担当
⑥特記事項	・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと ・納入時の検品により納入図書が汚損や破損、落丁等の不良品であると判明した場合は速やかに交換すること。また、交換にかかる費用はすべて受注者の負担とする ・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと ・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする
⑦事業担当	大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階 企画・情報担当 電話:06-6539-3327 担当:横山

図書館閲覧用住宅地図買入契約仕様書詳細

1 買入物品について

(1) 内容

「大阪市立図書館資料収集方針」(※1)に基づく中央図書館及び地域図書館閲覧用住宅地図を買入する。

ア すべて株式会社ゼンリン発行の「住宅地図」とする。

イ 購入予定地域と冊数は次のとおり。

大阪府内及び大阪府隣接地域 合計 102 冊 (予定)

※購入予定地域と冊数は、本市事情により変動する場合がある。

(※1) 抜粋

Ⅲ各館の収集方針 1 中央図書館 (22) 地図コーナー

「住宅地図は、大阪府域及び大阪府と県境を接している市町村、近畿2府4県の主要都市のものを収集する。」

(2) 発注について

発注者は、概ね毎月1回の頻度で発注する。

(3) 納入について

ア 発注日の翌月15日までに納入することを基本とする。発注日の翌月15日までに納入できない場合は、納入予定日を発注者に提示したうえで、最終納入期限(令和8年3月31日)までに納入すること。

イ 集品不能の場合は、その旨すみやかに発注者に連絡すること。

ウ 納入にあたっては、発注者が定める所定の書類を正確に作成・添付し、中央図書館企画・情報担当の指定場所へ納入すること。

エ 納入する住宅地図には、タイトル・出版者・本体価格・納入価格を明記した納品書を添付すること。

オ その他、本仕様書で定めのない事項及びその他疑義が生じたときは、必要に応じ双方協議のうえ定めるものとする。

2 購入概算金額(消費税を含む)

¥1,303,000

※金額は本市事情により増減する場合がある

3 契約内容

住宅地図1冊あたりの定価に対する歩引率について契約を行い、納入が確定したものについて原則月1回の頻度で支払うこととする。

＜購入価格算出法＞

購入価格は、1冊ごとの歩引後価格に、消費税額を加算した金額とする。

歩引後価格＝定価【本体価格(税抜)】－（定価【本体価格(税抜)】×歩引率）

購入価格＝歩引後価格＋消費税額

※歩引後価格・購入価格とも、それぞれ求めた金額の1円未満は切捨てとする。

※購入価格の算出に使用する定価とは、出版元が住宅地図本体に対して設定する本体価格のみを指すものとする。出版元からの取り寄せにかかる送料や手数料などが発生する場合でも、これらは定価には含めない。

※納入にかかる諸経費（送料・手数料など）は、すべて受注者の負担とする。それらすべてを勘案して、歩引率を設定すること。

4 質問受付期間・方法

本仕様書に疑義があるときは、見積提出期限の2業務日前までに照会すること。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の総務部総務課（連絡先：06-6208-9071）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること